

請求の範囲

- [請求項1] 所持者の手指によって保持された情報記憶媒体が挿入される挿入部と、
- 前記挿入部に対する前記情報記憶媒体の挿入方向を前方に向かって低くなる前下がりに水平面に対して交差させて前記挿入部を設置面上で支持するとともに、前記挿入方向と水平面との交差角度を、前記情報記憶媒体の前記挿入部への挿入時に前記所持者の手指が前記設置面に干渉しない所定鋭角とする支持部材と、
- を備えるリーダライタ。
- [請求項2] 前記所定鋭角は20度以上である、
- 請求項1に記載のリーダライタ。
- [請求項3] 前記交差角度は鉛直方向での基準面からの前記設置面の高さが増大することに伴って低下する関係を有する、
- 請求項1又は請求項2に記載のリーダライタ。
- [請求項4] 所持者の手指によって保持された情報記憶媒体が翳される読取面を有する本体部と、
- 前記読取面を水平面に対して交差させて前記本体部を設置面上で支持するとともに、前記読取面と水平面との交差角度を、脱力状態の基準姿勢時における前記所持者の手首の角度から前記情報記憶媒体の前記読取面への翳し時における前記手首の角度への変化角度が所定角度範囲以内となる所定鋭角とする支持部材と、
- を備えるリーダライタ。
- [請求項5] 前記所定角度範囲は前記基準姿勢から±5度の範囲である、
- 請求項4に記載のリーダライタ。
- [請求項6] 前記支持部材は、
- 前記手指の親指が前記情報記憶媒体を上側から支持する場合に対応して、前記読取面を前方に向かって高くなる前上がりに水平面に対して交差させるとともに、前記交差角度を鉛直方向での基準面からの前

記設置面の高さが増大することによって増大させ、

前記手指の親指が前記情報記憶媒体を下側から支持する場合に対応して、前記読取面を前方に向かって低くなる前下がりにより水平面に対して交差させるとともに、前記交差角度を鉛直方向での前記基準面からの前記設置面の高さが増大することによって低下させる、

請求項4又は請求項5に記載のリーダライタ。

[請求項7]

前記交差角度を変更する角度変更機構を備える、

請求項1から請求項6のいずれか一項に記載のリーダライタ。